

令和6年度事業計画書

令和6年2月29日

公益財団法人防衛基盤整備協会

1 事業の目的・概要

本法人は、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づく指定装備移転支援法人として、法第18条第2項の規定に基づき防衛大臣より交付される補助金をもって防衛装備移転円滑化基金（仮称）を設け、適正な運用管理を行うとともに、法第9条第1項の規定に基づき装備移転仕様等調整計画に係る防衛大臣の認定を受けて外国政府に対する装備移転の対象となる装備品等と同種の物品の仕様及び性能の調整に取り組む事業者（以下「認定装備移転事業者」という。）に対する助成金の交付、装備品製造等事業者による装備移転仕様等調整に関する事項についての照会及び相談への対応並びに必要な助言の実施等を通じて、装備品製造等事業者による外国政府に対する装備移転のための取組が円滑かつ効率的に実施されることを支援する体制を構築することにより、装備移転を推進することを目的として、装備移転支援業務等を実施する。

2 事業の内容・方法

本法人は、法、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則（令和5年防衛省令第14号。以下「施行規則」という。）、装備品の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針（令和5年防衛省告示第216号）、装備移転支援実施基準（防装庁（事）第353号。令和5年10月10日）、防衛装備移転円滑化事業費補助金交付要綱（防装庁（防）第121号。令和6年2月21日）及び今後防衛大臣の認可を受けて本法人において制定する装備移転支援業務規程等（以下「法令等」という）に基づき、装備移転支援業務として令和6年度については、次の（1）から（3）を実施する。

（1）認定装備移転事業者が認定装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な資金に充てるための助成金を交付すること及びそれに附帯する業務

令和5年度末から開始した認定装備移転事業者からの助成金の交付申請の受け付けを継続し、受け付けた交付申請の審査及び交付決定を円滑かつ適切に行うとともに、交付決定後の認定装備移転仕様等調整の実施状況の確認等を実施して当該計画の適正な執行に努める。その際に、防衛装備庁と適切に連携し、装備移転仕様等調整計画の認定状況や当該計画の内容に基づき、助成金の交付の執行を適切に実施するよう留意する。

（2）装備品製造等事業者による装備移転仕様等調整に関する事項についての照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと及びそれに附帯する業務

令和5年度に第2事業部業務第4課内に設置した認定装備移転仕様等調整に関する事項についての相談窓口を適切に運用し、法第9条第1項に基づく防衛大臣の認定を受けた認定装備移転事業者

のみならず、認定を受けていない装備品製造等事業者を含め、装備移転の推進を図ろうとする者による照会や相談に応じ、要すれば必要な助言を行う。

(3) 基金の設置、管理及び運用に係る業務

令和5年度末に防衛大臣から補助金の交付を受けて設置した防衛装備移転円滑化基金について、元本の償還の確実性及び認定装備移転事業者に対する適時かつ適切な支援が確保される方法により、適切に運用し、助成金の支払の必要が生じた場合にすみやかに対応できる体制を確保する。基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとする。基金の運用に係る業務上の余裕金は、金融機関（みずほ銀行）への預金として運用する。

3 事業の目標・計画

防衛装備品の海外への移転は、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出等のための重要な政策的手段となることから、国の補助金による基金を創出し、それを財源として、装備移転に関して対象となる装備品等の仕様及び性能の調整が必要となる場合にそのために必要な資金につき事業者に助成することで、官民一体となって装備移転の活発化を図ることを目標とし、そのために必要な装備移転支援業務等を計画的に実施する。

令和6年度においては、2に記載のとおり、交付申請を受けた認定装備移転仕様等調整に係る助成金の審査及び交付決定を円滑に実施し、助成金の交付業務の適正な執行に努めるとともに、装備移転に係る相談・助言等の業務についても本格的な執行を開始する。

4 実施体制

装備移転支援業務を行うに当たって、理事長の指導監督の下、装備移転支援業務を実施する専任部署として新設した第2事業部業務第4課において、担当役員である常務理事による総括の下で、助成金の交付、相談・助言、情報収集等の業務を着実に実施する。また、本法人のホームページにおける装備移転支援業務に関する専用ページを適宜更新して最新の情報の提供に努める。

5 経理区分その他

法第20条及び施行規則第23条の規定に基づき、装備移転支援業務（基金に係る業務を除く。）、基金に係る業務及びその他の業務ごとに、経理を明確に区分して整理し、法第22条に規定する帳簿及びその他全ての証拠書類を備えて、その収支の状況を明らかにできるようにする。

令和5年度事業報告書及び収支決算書を作成し、令和6年6月末までに防衛大臣に提出する。

なお、共通経費については、その性質又は目的に従って区分するものとし、公益法人会計基準に基づき従事割合により各事業に按分して算出する。

装備移転支援業務に係る令和6年度収支予算書

令和6年2月29日

公益財団法人防衛基盤整備協会

(令和7年3月31日時点の見込み)

1 貸借対照表

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合 計
資産の部				
2 固定資産				
(2)特定資産				
補助金引当預金	44,959,346,000	0	0	44,959,346,000
資産合計	44,959,346,000	0	0	44,959,346,000
負債の部				
1 流動負債				
預り補助金	44,959,346,000	0	0	44,959,346,000
負債合計	44,959,346,000	0	0	44,959,346,000
負債及び正味財産合計	44,959,346,000	0	0	44,959,346,000

2 収支予算書

	装備移転支援勘定 (公2-7)	基金設置・運営 勘定(公4)	合 計
事業活動収入	36,832,000	79,959,346,000	79,996,178,000
受入手数料	36,832,000	△36,832,000	0
装備移転支援業務実施手 数料振替額	36,832,000	△36,832,000	0
防衛装備移転円滑化基金収入		79,996,178,000	79,996,178,000
受取補助金(前年度繰越金)		39,996,178,000	39,996,178,000
受取補助金(新規交付)		40,000,000,000	40,000,000,000
事業活動支出	36,832,000	35,000,000,000	35,036,832,000
装備移転支援事業費	36,832,000		36,832,000
人件費(報酬給与、賞 与、法定福利費)	27,027,000		27,027,000
業務費(消耗品費、通信 費、賃借料等)	4,159,000		4,159,000
管理費	5,646,000		5,646,000
装備移転支援助成金		35,000,000,000	35,000,000,000
事業活動収支差額	0	44,959,346,000	44,959,346,000

(注) 装備移転支援助成金 35,000,000,000 円は仮置き金額